

子発0806第1号  
社援発0806第1号  
令和2年8月6日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係施設における  
第三者評価等の取扱いについて

社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生労働省令第63号）により、第三者評価の受審及びその結果の公表が義務づけられており、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成30年3月30日付子発0330第8号、社援発0330第42号（以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。））により実施しているところである。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの施設等で第三者評価の実施が困難となっている状況を踏まえ、その取扱いについて、下記のように運用することとしたので、管下の社会的養護関係施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては管内の都道府県推進組織に対する周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 1. 第三者評価の実施について

社会的養護関係施設は、社会的養護関係施設第三者評価通知に基づき、第三者評価を平成30年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果を公表しなければならないとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの施設等で第三者評価の実施が困難となることを見込まれることから、今期（平成30年度～令和2年度）の評価の期間を1年延長し、令和3年度までとする。このため、次期評価期間については、令和4年度から令和6年度までとする。

なお、施設の自己評価については、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度行うこととしているので、実施に努めること。

## 2. 第三者評価機関の認証の有効期間について

社会的養護関係施設第三者評価機関は、認証の更新に際し、3か年度毎に10か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修（社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は評価調査者継続研修）を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とするが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの評価機関において要件を満たすことが困難となること、また、評価調査者に対する研修の実施が困難となることを見込まれることから、今期（平成30年度～令和2年度）の第三者評価機関の認証の有効期間及び第三者評価機関に所属する評価調査者の研修修了の有効期間を1年延長し、平成30年度から令和3年度までとする。

## 3. 第三者評価基準の見直しについて

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、各施設における支援の質の向上の観点から、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、上記評価期間の延長にあわせ、見直しの検討期間を1年延長し、令和3年度中に見直しを行うこととする。

## 4. 留意事項

第三者評価の期間について、1年延長し、平成30年度から令和3年度までとする取扱いとするが、子どもの福祉の質の維持・向上のため、都道府県推進組織並びに各施設においては、地域の感染状況等を踏まえ、基本的な感染対策を徹底した上で、今年度においても第三者評価の実施・受審に努めていただくよう改めて申し添える。